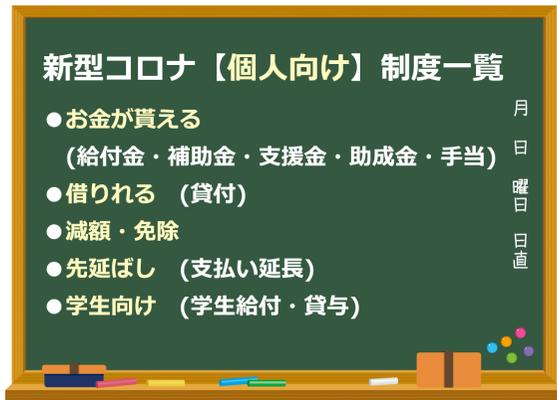


国保減免、我が町でも!!

商工新聞の先週号(6/22付)の表紙一面に大きく載った「国保減免」の記事。ご覧になられた方も多かったと思います。新年度の国保料の納付通知書が届き始め、このコロナ禍で支払いに困っている方も多く、これは朗報でした。新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、3割以上の収入減少が見込まれる世帯は国保料・税が減額・免除されること。これは、国の新型コロナウイルスの緊急経済対策の一つで、今回の減免に必要な費用は、全額を国が負担します。但し、今回の国保料・税が減免できるのは申請減免条例を定めている市区町村に限られます。早速、三市(上越市・妙高市・糸魚川市)の市議会議員に確認を取ると、三市とも国保の減免申請が出来ることでした。



減免される期間は、今年2月1日から来年3月末までです。既に納付している場合

合でも、さかのぼって減免申請ができ、還付を決めている自治体もあります。減免の割合ですが、世帯全員の保険料額、主な生計維持者の前年の所得の合計額、世帯の前年の合計所得金額などにより減免割合が決定されます。前年所得が300万円以下の世帯のケースでは全額免除となります。

申請に必要な書類は各自自治体に備え付けの「国保減免申請書」と「令和2年中の主たる生計維持者の収入見込額申出書」。それに収入減少の根拠となる書類の写しなどを添付する必要があります。

なんだか厄介な感じがしますが、各自治体では「事業収入の3割減少は見込みで構わない」としていますし、「国

保料・税が減免され、結果として今年の収入が3割減少しなかったとしても減免を取り消す必要はない」との考えを示しています。一方、3割減少の見込みについては、「一定の合理性を担保にして判断するため、申請が通らないこともあり得る」とのことでした。

今回の新型コロナウイルスの影響によって売上げが激減する中で、高すぎる国保料・税の負担は余計に重くのしかかってきます。補助金・支援金のほかに、このような各種減免制度を活用して負担を軽くしていきましょう。

各市町村では、この他にも公共料金の支払い猶予や減免、介護保険料・後期高齢者医療保険料の減免制度もあります。

申請の仕方が分からない場合などは、ぜひ民商にご相談ください。

来月5日、上越民商第56回、共済会第33回定期総会開催

6月7日に開催された県連の定期総会を受け、上越民商でも来月定期総会を開催する運びとなりました。巷では総会を延期や中止とする団体もあるようですが、コロナウイルスの感染症対策を講じながら短時間、しかも少人数でキッチリ完了させたいと思っています。

今回の総会はコロナ禍の中で執り行う異例の総会として、来賓は呼ばず、終了後の懇親会も行いません。参加代議員も委任状による出席を認めるなど、三密にならないような工夫をしています。そのため会場も華やかなホテルなどは使わず、民商会館3階のホールにて実施することにしました。



悪天候でさえなければ窓を開け換気にも充分注意をし、時間的にもコンパクトに一時間半程度で終了する予定になっています。

各支部一〇二名程度の代議員の出席を既にお願しているところですが、重ねて宜しくお願い致します。

なお、通常毎月第一月曜日の夜に開催しています常任理事会は、7月は開催せず8月3日が新年度第1回目の常任理事会となります。お間違えの無いように。

毎年恒例の「夜オリ」今年未開催に決定

昨年まで毎年9回目を数える上越民商恒例の「高田夜の街オリエンテーリング」ですが、6月15日の夜に今年第1回目の実行委員会を開催し、参加者15名の満場一致で今年の開催を見送ることに決定いたしました。

参加各委員の「夜オリ」に対するスタンスも違う中で各自意見を出し合い、催しが催しなだけに三密は避けられないことから、誠に残念ではありますが今年中止せざるを得ないという結論に達した次第です。

関係各所には改めて今年行わない旨を、書面にて連絡したいと思っております。来年には記念すべき10回目を是非実施したいと思っておりますので、ご期待下さい。

源泉事務説明会のお知らせ

日時 7月7日(火) 午後1時半～ 民商会館3階
7月8日(水) 午後1時半～ カルチャーセンター(直江津)

【持参するもの】

- 源泉税 ①賃金台帳(1～6月の賃金を記載のこと)
- ②源泉税納付書
- ③前回「還付未済」がある方は「納付書」控え
- ※注意 源泉税の納付が遅れると延滞税が掛ります。

- 算定基礎届 ①「賃金台帳」「出勤簿(日給の場合)」
- ②ゴム印・印鑑
- ③送付された用紙

両方とも7月10日が納付・提出期限です。